

パブリックコメントにおいて市民の皆様からいただいたご意見に対する本市の考え方【第二期宮崎市子ども・子育て支援プラン（中間見直し素案）】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	<p>制度上、保育所と認定こども園の公定価格の差が大きいため、保育所そのまま経営を継続している施設については、認定こども園に比較してかなり収入が低いことから、結果として人件費率がかなり高くなっている状況である。人件費率が80%前後の施設が増えてきているのではないかと想定している。各施設の人件費率について、市が正確に把握したうえで、保育所の現状を踏まえた独自の補助金の設定や国への意見提出を行うべきである。市として、認定こども園への移行推進を強化するのであれば、人件費率問題は解消されることとなるが、結果として、公定価格の高い認定こども園の数が増加すれば市の持ち出しは増加することも踏まえ、各施設の特徴を維持する視点も重要と思う。</p>	<p>本市では、社会福祉法人が経営する園の運営状況などと併せて法人会計に対する監査を行っており、必要に応じて、指導や助言を行っております。 今後、少子化の進展に対する子ども・子育て政策の国の動向を注視するとともに、関係団体等と教育・保育施設のあり方を議論していくこととしておりますので、検討状況を踏まえ、適切なタイミングで子ども・子育て支援プランへ反映させてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>幼保連携型認定こども園に配置されている2名の主幹保育教諭のうち、地域全体の子育て相談窓口としての機能が十分に果たしているのか、その相談件数などを本プランの目標数値に設定してほしい。（※公定価格が高い分しっかりと機能を果たさなければならない。）</p>	<p>地域の子育て支援活動については、保育所、認定こども園をはじめ、地域の子育て支援センターや保健センター、民生委員・児童委員などを含めた本市全体での支援体制を構築する中で、次期プラン策定時において、プランの進捗管理のための適切な数値目標を検討してまいりたいと考えております。</p>
3	<p>保幼小連携について、計画上の数値を見れば一定の進捗が見られるようであるが、現場の保育関係者や小学校教諭に話を聴くと、保育所児童保育要録をしっかりと活用していないとの意見があった。保育士や保育教諭にしてみれば、時間をかけて一人一人作成した要録であるが、結果として、小学校教諭はかなりの多忙な状況であることもあり、要録の通読をしていない方も結構いるとのこと。現状としては、小学校側が、入学予定児童のうち、「問題行動などがある児童のみ」の把握をするために校区の保育施設や幼稚園等から調査票を回収しているという現状も確認している。せつかく保育士等が時間かけ、思いを込めて作成した要録をしっかりと活用してほしい。まずは、小学校教諭の活用状況の調査をすべきである。（※活用しないのであれば、保育士の負担軽減のため、作成負担を軽減する方法も検討すべき）</p>	<p>「保育所児童保育要録をしっかりと活用してほしい」というご意見は、まさにそのとおりであり、本市が保幼小連携を進めていく上でも、課題として捉え、進めてきたところです。ご指摘のとおり、保幼小合同の話合いの中でも「時間をかけて書いた要録を小学校は読んでいるのか。活用してほしい。」という意見が聞かれました。そこで、令和元年度より保育幼稚園課と学校教育課と共同で実施している、市内の全保育・教育施設・小学校を対象とした「保幼小連携研修会」において、接続期における要録の重要性について説明してきたところです。また、学校教育課では、全小学校に対し、児童保育要録・幼児指導要録等の活用について文書及び学校訪問の際に伝えるようにしてきました。 1学年の担任が、要録にしっかりと目を通し、入学前の様子を確認し、児童理解に生かしていくことが、幼児期の育ちや学びを小学校につなぐ上で大切だと認識しております。 今後とも、要録の活用については、様々な機会を捉え、周知を図ってまいりたいと考えております。</p>
4	<p>急激な少子化や出生数の低下を踏まえ、これまでのプランや施策が効果を果たせなかったという反省を踏まえ、発想を転換し、10代後半の若者の意見を聴取し、結婚や出産への憧れや意欲が生じるような市独自の事業等を構築してほしい。（※国のメニューだけでは改善しないのは数値が示している。）</p>	<p>少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下であり、特に若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇による影響が大きいと言われております。 一人でも多くの若者が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるようにするとともに、主体的な選択によって希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てるよう、民間事業者や団体、関係機関と連携した取組を推進してまいりたいと考えております。</p>
5	<p>児童虐待案件の一時保護について、中央児相も頑張っているとは評価しているが、現実的に「グレーゾーンの一時保護」が円滑に実施できていないイメージが強い。宮崎市として独自の児童相談所を設置できればベストであるが、5年以上まえから担当職員が意欲を持って取り組んできた鹿児島市ですら未だ設置に至っていない現状を考慮すれば、本市も同様に難航することは確実である。施設の建設費確保、土地の取得も課題であるが、やはりネックは少子化に伴う人材確保〔特に有資格者〕であると想定している。仮に、市児相が断念した場合でも、前述の「グレーゾーンの一時保護」が行える環境の整備は必要ではないかと思う。</p>	<p>児童相談所設置の可否につきましては、今年度から、本格検討を行ってまいりましたが、本市として宮崎市の子どもを宮崎市が守り育てるために、市の強みをいかした児童相談所を設置することとしました。 なお、一時保護は、児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合に行うとなっております。 現状としましては、市での児童虐待対応においては、県の児童相談所と十分な連携を図りながら、子どもの安心・安全を最優先にした対応を行っているところです。</p>